

第7表 職員の給料表別扶養親族数

給料表	区分	扶養手当受給者	扶養親族数						受給者1人当たりの扶養親族数	全職員1人当たりの扶養親族数	
			配偶者	1人目			2人目	その他			計
				配偶者なし	配偶者(非扶養)あり	配偶者(扶養)あり					
行政職	2,120	1,358	76	686	1,037	1,112	393	4,662	2.2	1.3	
警察職	1,425	1,168	13	244	832	680	231	3,168	2.2	1.4	
研究職	160	111	6	43	85	84	20	349	2.2	1.4	
医療職(1)	12	8	0	4	7	5	5	29	2.4	1.6	
医療職(2)	83	36	3	44	24	47	13	167	2.0	0.8	
医療職(3)	20	3	6	11	2	10	3	35	1.8	0.3	
福祉職	36	21	1	14	14	18	12	80	2.2	1.1	
高等学校等教育職	1,834	919	67	848	730	1,126	463	4,153	2.3	1.3	
小学校および中学校等教育職	3,074	1,346	139	1,589	1,065	1,915	747	6,801	2.2	1.0	
技能労務職	143	87	16	40	62	77	32	314	2.2	1.1	
計	8,907	5,057	327	3,523	3,858	5,074	1,919	19,758	2.2	1.2	

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	21人	53人	202人	300人	181人	386人	326人	1,469人	66,268円

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			14%	12%	4.4%
人員		17,026人	18人	18人	16,990人
構成比		100.0%	0.1%	0.1%	99.8%
平均手当月額		17,301円 (17,638)	50,300円 (51,436)	68,830円 (70,669)	17,212円 (17,546)

注1 ( ) 内の額は、平成15年度から平成19年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。